

母子家庭の母等の職業的自立促進訓練に準ずる訓練に係る特記事項

別表に定める特定の訓練コース（*印付）については、母子家庭の母等の職業的自立促進訓練に準ずる訓練及び若年層等の特性に配慮したカリキュラム設定を行う訓練コースに位置付けることとし、委託訓練(短期コース)事業 仕様書（以下「仕様書」という。）に定めることに加え、本特記事項によることとする。

1 優先枠の設定

就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者を対象とした優先枠を設定する。

2 優先枠対象者

次のイ又はロに該当する者

イ 就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父。

ロ 自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者。

* 自立支援プログラムとは、福祉事務所（市及び県（郡部））が職業的自立の可能と認められる者を対象に、公共職業安定所と連携し就職への支援や就職あっせんを実施し、対象者の職業的自立を図る取り組み。

3 定員構成

コース定員の内、優先枠の設定は各コース 2 名とする。

なお、受講者募集時において優先枠の利用者がいない場合、この枠を一般の離職者向けに変更する。

4 対象者の特性に配慮したカリキュラムの設定

当該コースについては優先枠以外の対象者についても、若年層等、社会人として必要な基礎的な資質の不足等の特性を有する者を想定しており、その特性に配慮したカリキュラム設定（コミュニケーション能力の向上を図る科目の設定等）を行うとともに、訓練の初期段階で 24 時間の訓練導入講習を設定すること。

5 訓練導入講習

訓練導入講習は、次の①～⑤の各内容を盛り込んだものとする。

- ① 地域における雇用失業情勢、母子家庭の母等及び若年層等を取り巻く雇用の状況に関する理解の促進に資するもの
- ② 企業が求める人材像の促進に資するもの（例；企業人事担当によるセミナー等）
- ③ 自己の職業適性等の理解の促進に資するもの（例；個別及び集団方式によるキャリア・コンサルティング等）
- ④ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの（例；ビジネスマナー講習）
- ⑤ 企業の就業現場の理解の促進に資するもの（例；事業所見学等）